

○船舶検査心得

(傍線の部分は改正部分)

改 正 案	現 行	備 考
1-1 船舶安全法施行規則 第4章 雜則	1-1 船舶安全法施行規則 第4章 雜則	
(資料の供与等) 51-1.6 (a) 本号下欄の「当該船舶における貨物の積付け及び固定の方法をわ かりやすく記載した資料」は、次に掲げる事項に従って作成されてい ること。 (1) 貨物固定マニュアルの準備のためのガイドライン(平成9年11月 12日付け海査第602号)と同等以上の水準であること。なお、本通 達に掲載されているIMO回章文書「貨物固定マニュアルの準備の ためのガイドライン」は、最新のものを参照するように注意するこ と。 (2)~(5) (略)	(資料の供与等) 51-1.6 (a) 本号下欄の「当該船舶における貨物の積付け及び固定の方法をわ かりやすく記載した資料」は、次に掲げる事項に従って作成されてい ること。 (1) 「貨物固定マニュアルの準備のためのガイドライン」(平成9年11 月12日付け海査第602号)と同等以上の水準であること。 (2)~(5) (略)	頁番号: 63 【参考】 現在の 文書は、 「MSC.1/ Circ.135 3/Rev.1」
3-3 船舶消防設備規則 第2章 消防設備の備付数量及び備付方法	3-3 船舶消防設備規則 第2章 消防設備の備付数量及び備付方法	
(貨物区域における消防設備) 57-1.2 (a) 「これらに類似する貨物」は、次に掲げる物質とする。 (1)・(2) (略) (3) IMSBCコードの附録1に掲げられている物質のうち種別Bであって次 に掲げるもの	(貨物区域における消防設備) 57-1.2 (a) 「これらに類似する貨物」は、次に掲げる物質とする。 (1)・(2) (略) (3) IMSBCコードの附録1に掲げられている物質のうち種別Bであって次に 掲げるもの	頁番号: 548-2 【参考】 IMSBCコ ードの改 正に伴 い、 MSC.1/ Circ.13 95が改 正され たこと に伴う もの
水酸化アルミニウム アルミニウム精錬又はアルミニウム再溶解工程から生じる副生 物(アルミニウムドロス、アルミニウムスキミング、使用済カソー ド、使用済ポットライナー及びアルミニウム塩スラグを含 む。)UN3170 アルミニウムフェロシリコン粉末 UN1395 アルミニウムシリコン粉末(表面を被覆していないもの)UN1398 非結晶塊状珪酸ナトリウム ホウ酸 焼成硫化鉄鉱 クリンカアッシュ(湿式) コールターールピッチ	水酸化アルミニウム アルミニウム精錬又はアルミニウム再溶解工程から生じる副生 物(アルミニウムドロス、アルミニウムスキミング、使用済カソー ド、使用済ポットライナー及びアルミニウム塩スラグを含 む。)UN3170 アルミニウムフェロシリコン粉末 UN1395 アルミニウムシリコン粉末(表面を被覆していないもの)UN1398 (新設) (新設) 焼成硫化鉄鉱 クリンカアッシュ(湿式) コールターールピッチ	

<p>還元鉄(A)(熱間成型されたブリケット)</p> <p>リン鉄(ブリケットを含む。)</p> <p>フェロシリコン UN1408(ケイ素の含有率が 30 質量%以上 90 質量%未満のもの)(ブリケットを含む)</p> <p>フェロシリコン(ケイ素の含有率が 25 質量%以上 30 質量%未満又は 90 質量%以上のもの)(ブリケットを含む)</p> <p>蛍石(フッ化カルシウム)</p> <p>粒状ニッケルマット(水分が 2%未満のもの。)</p> <p>生石灰</p> <p>原木</p> <p>マグネシア(未消和のもの)</p> <p>ピートモス</p> <p>石油コークス(か焼又は生のもの)</p> <p>ピッチプリル</p> <p>パルプ材</p> <p>丸太</p> <p>製材</p> <p>シリコマンガ(低炭素)</p> <p>硫黄 UN1350(粉碎された塊及び粗粒)</p> <p>木材</p> <p>バナジウム鉱石</p> <p>木材チップ(水分量が 15 質量%以上のもの)</p> <p>木材ペレット(添加物及び(又は)結合剤を含まないもの)</p> <p>亜鉛灰 UN1435 [亜鉛ドロス UN1435] [亜鉛残渣 UN1435] [亜鉛滓 UN1435]</p> <p>金属硫化精鉱(IMSBC コードの MHB の試験方法と判定基準によって可燃性、自己発熱性、水反応可燃性いずれの危険性も示さないものに限る。)</p> <p>注 英語名は MSC.1/Circ.1395/Rev.2_1によること。</p>	<p>還元鉄(A)(熱間成型されたブリケット)</p> <p>リン鉄(ブリケットを含む。)</p> <p>フェロシリコン UN1408(ケイ素の含有率が 30 質量%以上 90 質量%未満のもの)(ブリケットを含む)</p> <p>フェロシリコン(ケイ素の含有率が 25 質量%以上 30 質量%未満又は 90 質量%以上のもの)(ブリケットを含む)</p> <p>蛍石(フッ化カルシウム)</p> <p>粒状ニッケルマット(水分が 2%未満のもの。)</p> <p>生石灰</p> <p>原木</p> <p>マグネシア(未消和のもの)</p> <p>ピートモス</p> <p>石油コークス(か焼又は生のもの)</p> <p>ピッチプリル</p> <p>パルプ材</p> <p>丸太</p> <p>製材</p> <p>シリコマンガ(低炭素)</p> <p>硫黄 UN1350(粉碎された塊及び粗粒)</p> <p>木材</p> <p>バナジウム鉱石</p> <p>木材チップ(水分量が 15 質量%以上のもの)</p> <p>(新設)</p> <p>亜鉛灰 UN1435 [亜鉛ドロス UN1435] [亜鉛残渣 UN1435] [亜鉛滓 UN1435]</p> <p>金属硫化精鉱(IMSBC コードの MHB の試験方法と判定基準によって可燃性、自己発熱性、水反応可燃性いずれの危険性も示さないものに限る。)</p> <p>注 英語名は MSC.1/Circ.1395/Rev.1_1によること。</p>
(4)・(5) (略)	(4)・(5) (略)
5-1 危険物船舶運送及び貯蔵規則	5-1 危険物船舶運送及び貯蔵規則
第 2 編 危険物の運送	第 2 編 危険物の運送
第 2 章 危険物の個品運送等	第 2 章 危険物の個品運送等
第 1 節 通則	第 1 節 通則

<p>(容器、包装等)</p> <p>8.4 (a) 「船積地を管轄する地方運輸局長が安全上差し支えないと認める場合」とは、次のいずれかに掲げる場合とする。</p> <p>(1) 危険物を危規則第21条第1項の規定により他の危険物と「水平距離で3メートル以上離して積載すること」とされ、荷送人により次に掲げる危険物と同一の容器に収納する場合であって、荷送人により次に掲げる反応が生じないことが証明され、船積地を管轄する地方運輸局長がこれを承認した場合とする。この場合において、(ii)から(iv)までの判定については、<u>危険物輸送に関する国連勧告、IMDGコード又は「物質の危険性評価の試験方法及び判定基準」(平成14年8月21日付国海査第263号)に従うものとする。</u></p> <p>(i)～(iv) (略)</p> <p>(2)・(3) (略)</p> <p>(b) (a)(1)の承認の取扱いについては、次に掲げるとおりとする。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) (a)(1)の承認を行う場合は、<u>同一の承認の実績がある場合を除き、当分の間、事前に海事局検査測定度危険物輸送対策室長まで連絡すること。</u>(海上安全環境部船舶安全環境課等を経由して連絡すること。)</p> <p>(4) (略)</p>	<p>(容器、包装等)</p> <p>8.4 (a) 「船積地を管轄する地方運輸局長が安全上差し支えないと認める場合」とは、次のいずれかに掲げる場合とする。</p> <p>(1) 危険物を危規則第21条第1項の規定により他の危険物と「水平距離で3メートル以上離して積載すること」とされ、荷送人により次に掲げる危険物と同一の容器に収納する場合であって、荷送人により次に掲げる反応が生じないことが証明され、船積地を管轄する地方運輸局長がこれを承認した場合とする。この場合において、(ii)から(iv)までの判定については、<u>物質の危険性評価の試験方法及び判定基準」(平成14年8月21日付国海査第263号)を準用する。</u></p> <p>(i)～(iv) (略)</p> <p>(2)・(3) (略)</p> <p>(b) (a)(1)の承認の取扱いについては、次に掲げるとおりとする。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) (a)(1)の承認を行う場合は、<u>必要な資料を添えて海事局長に伺うこと。</u>ただし、<u>同一の承認の実績がある場合は、この限りでない。</u></p> <p>(4) (略)</p>	<p>(オーバーパック)</p> <p>16.0 (a) (略)</p> <p>(1) 次に掲げる反応が生じないことが証明され、船積地を管轄する地方運輸局長がこれを承認した場合(この場合において、(ii)から(iv)までの判定については、<u>危険物輸送に関する国連勧告、IMDGコード又は「物質の危険性評価の試験方法及び判定基準」(平成14年8月21日付国海査第263号)に従うものとする。</u>)</p> <p>(i)～(iv) (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p>(b) (略)</p> <p>第2節 コンテナによる危険物の運送等</p> <p>(危険物の収納方法)</p> <p>27.0 (a) (略)</p>	<p>(オーバーパック)</p> <p>16.0 (a) (略)</p> <p>(1) 次に掲げる反応が生じないことが証明され、船積地を管轄する地方運輸局長がこれを承認した場合(この場合において、(ii)から(iv)までの判定については、<u>「物質の危険性評価の試験方法及び判定基準」(平成14年8月21日付国海査第263号)を準用する。</u>)</p> <p>(i)～(iv) (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p>(b) (略)</p> <p>第2節 コンテナによる危険物の運送等</p> <p>(危険物の収納方法)</p> <p>27.0 (a) (略)</p>
<p>頁番号: 707、708 【参考】 (a)(1)については、 警告と整合性を図るため。 【参考】 (b)(a)については、 個人関係の同一は原則廃止。ただし、検討し、検査等の審査を要する件もあるため、事前連絡による確実な作業を認作業を残す。</p>	<p>頁番号: 708 【参考】 伺い廃止について は、「(b) (a)(1)の承認について は、 8.4(b)を準用する。」</p>		

<p>(1) (略)</p> <p>(i) 次に掲げる反応が生じないことが証明され、船積地を管轄する地方運輸局長がこれを承認した場合(この場合において、(ロ)から(ニ)までの判断については、<u>危険性評価の試験方法及び判定基準</u>〔平成14年8月21日付国海査第263号〕に従うものとする。)</p> <p>(イ)～(ニ) (略)</p> <p>(ii)～(iv) (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p>(b)～(c) (略)</p>	<p>(1) (略)</p> <p>(i) 次に掲げる反応が生じないことが証明され、船積地を管轄する地方運輸局長がこれを承認した場合(この場合において、(ロ)から(ニ)までの判断については、<u>物質の危険性評価の試験方法及び判定基準</u>〔平成14年8月21日付国海査第263号〕を準用する。)</p> <p>(イ)～(ニ) (略)</p> <p>(ii)～(iv) (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p>(b)～(c) (略)</p>	<p>【参考】 伺い廃止 について は、 「(b)(2) 8.4(b)(2) から(4)ま でを準用 するこ と。」</p>
<p>第7節 可燃性物質</p>		
<p>(可燃性物質類の運送に使用する容器及び包装)</p> <p>62.0 (a) (略)</p> <p>(b) 承認を行う場合は、同一の承認の実績がある場合を除き、当分の間、事前<u>に海事局検査測定課危険物輸送対策室長まで連絡すること。(海上安全環境部船舶安全環境課等を経由して連絡すること。)</u></p>	<p>(可燃性物質類の運送に使用する容器及び包装)</p> <p>62.0 (a) (略)</p> <p>(b) 承認を行う場合は、<u>必要な資料を添え、地方運輸局を経由して海事局長に同うこと。ただし、同一の承認の実績がある場合は、この限りでない。</u></p>	<p>頁番号： 713 【参考】 8.4(b)同 様。</p>
<p>第10節 放射性物質</p>		
<p>87.1 (a) (略)</p> <p>(非承認容器使用時)</p> <p>(様式略)</p> <p>備考</p> <p>(1)～(9) (略)</p> <p>(10) 区分1に該当する場合には、<u>記15</u>の「その他の特記事項」に以下の事項を記載することとします。</p> <p>(i)～(iii) (略)</p> <p>(11) (略)</p> <p>(承認容器使用時)</p> <p>(様式略)</p> <p>備考</p> <p>(1)～(8) (略)</p> <p>(9) 区分1に該当する場合には、<u>記15</u>の「その他の特記事項」に以下の事項を記載することとします。</p> <p>(i)～(iii) (略)</p>	<p>87.1 (a) (略)</p> <p>(非承認容器使用時)</p> <p>(様式略)</p> <p>備考</p> <p>(1)～(9) (略)</p> <p>(10) 区分1に該当する場合には、<u>記11</u>の「その他の特記事項」に以下の事項を記載することとします。</p> <p>(i)～(iii) (略)</p> <p>(11) (略)</p> <p>(承認容器使用時)</p> <p>(様式略)</p> <p>備考</p> <p>(1)～(8) (略)</p> <p>(9) 区分1に該当する場合には、<u>記11</u>の「その他の特記事項」に以下の事項を記載することとします。</p> <p>(i)～(iii) (略)</p>	<p>項番号： 716-4 【参考】<u>1</u>条 スレ</p> <p>716-7 【参考】<u>1</u>条 スレ</p>

<p>(10)～(11) (略) (b)～(e) (略)</p> <p>(計画書の作成)</p> <p>96.0 (a) 「盗取等による災害の防止のために必要な措置」とは、以下の措置をいう。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(5) <u>区分1の物質を運送する場合は、運送の安全及び保安の確保に支障がある場合の経路変更を行う手順</u></p> <p>(6) 平時及び緊急時における連絡体制の整備</p> <p>(7) 盗取等による災害の防止のために必要な情報収集</p> <p>(8) 盗取等による災害の防止のために必要な情報の管理に関し責任を有する情報管理責任者の選任及び情報取扱者の特定並びに情報管理要領の作成</p> <p>(9) 船積み前に実施する妨害行為が着手されていないことの確認</p> <p>(10) 他の運送手段、他の積荷の積替え及び船内での通関時に行う、積荷の連続的監視又は施錠等の点検</p> <p>(11) <u>出港前に実施する妨害行為が着手されていないことの確認</u></p> <p>(12) 運送中における積荷又は施錠等の点検</p> <p>(13) 積卸し時及び船内での通関時に行う保管及び運送時に行う、関係者以外の者の立入の防止措置</p> <p>(14) 不審者、不審船舶等の接近を早期に発見するための監視及び警戒</p> <p>(15) 不審船舶等の接近、不審者の移乗等の防止措置</p> <p>(16) 関係者以外の者による揚貨装置の操作の防止措置</p> <p>(17) <u>やむを得ない停留、錨泊中等における措置</u></p> <p>(18) 緊急時における対応措置</p> <p>(19) 告示別表第7に定める放射線物質等(同表第2号ロ(3)に掲げる物質及び照射された同号ロ(3)に掲げる物質に係るもの(照射直後にその表面から1メートルの距離において吸収線量率が1グレイ毎時以下であったものに限る。))並びに同表第3号ロ(3)及び(4)並びに照射された同号ロ(3)及び(4)に掲げる物質に係るもの(照射直後にその表面から1メートルの距離において吸収線量率が1グレイ毎時以下であったものに限る。))並びに同号二並びにホを除く。)(以下「DBT適用対象物質」という。)(DBTは、DESIGN BASIS THREATの略であり、「設計基礎脅威」と記される。)を運送する場</p>	<p>(10)～(11) (略) (b)～(e) (略)</p> <p>(計画書の作成)</p> <p>96.0 (a) 「盗取等による災害の防止のために必要な措置」とは、以下の措置をいう。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(新設)</p> <p>(5) 平時及び緊急時における連絡体制の整備</p> <p>(6) 盗取等による災害の防止のために必要な情報収集</p> <p>(7) 盗取等による災害の防止のために必要な情報の管理に関し責任を有する情報管理責任者の選任及び情報取扱者の特定並びに情報管理要領の作成</p> <p>(8) 船積み前に実施する妨害行為が着手されていないことの確認</p> <p>(9) 他の運送手段、他の積荷の積替え及び船内での通関時に行う、積荷の連続的監視又は施錠等の点検</p> <p>(新設)</p> <p>(10) 運送中における積荷又は施錠等の点検</p> <p>(11) 積卸し時及び船内での通関時に行う保管及び運送時に行う、関係者以外の者の立入の防止措置</p> <p>(12) 不審者、不審船舶等の接近を早期に発見するための監視及び警戒</p> <p>(13) 不審船舶等の接近、不審者の移乗等の防止措置</p> <p>(14) 関係者以外の者による揚貨装置の操作の防止措置</p> <p>(新設)</p> <p>(15) 緊急時における対応措置</p> <p>(16) 告示別表第7に定める放射線物質等(同表第2号ロ(3)に掲げる物質及び照射された同号ロ(3)に掲げる物質に係るもの(照射直後にその表面から1メートルの距離において吸収線量率が1グレイ毎時以下であったものに限る。))並びに同表第3号ロ(3)及び(4)並びに照射された同号ロ(3)及び(4)に掲げる物質に係るもの(照射直後にその表面から1メートルの距離において吸収線量率が1グレイ毎時以下であったものに限る。))並びに同号二並びにホを除く。)(以下「DBT適用対象物質」という。)(DBTは、DESIGN BASIS THREATの略であり、「設計基礎脅威」と記される。)を運送する場合は、上記①から</p>	<p>項番号: 716-16～ 17</p> <p>【参考】 「船舶による放射線物質等の運送基準の細目等を定める告示」の改正に伴うもの</p>
---	---	---

<p>合は、上記(1)から(18)に加え、妨害破壊行為等の脅威に対応するために必要な措置</p> <p>(20) 核物質防護体制を維持するための核物質防護体制管理規程</p> <p>(特別措置)</p> <p>107.1.2 (a) (略)</p> <p>(b) この項において規定する特別措置は、専ら放射性物質等のみを運送する船舶について、規則第71条第1項第3号に定める専用積載に該当しない場合であっても、専用積載と同等と認められれば、規則中の専用積載により運送することとされる規定にかかわらず、専用積載とみなして運送することができる。したがって、その他の場合について、規則第107条第2項の規定に基づく特別措置を受けようとする場合の申請書の様式及び記載事項については、別途国土交通大臣の指示を受けるよう指導すること。</p> <p>(c)～(e) (略)</p>	<p>(19)に加え、妨害破壊行為等の脅威に対応するために必要な措置</p> <p>(新設)</p> <p>(特別措置)</p> <p>107.1.2 (a) (略)</p> <p>(b) この項において規定する特別措置は、専ら放射性物質等のみを運送する船舶について、規則第71条第1項第4号に定める専用積載に該当しない場合であっても、専用積載と同等と認められれば、規則中の専用積載により運送することとされる規定にかかわらず、専用積載とみなして運送することができる。したがって、その他の場合について、規則第107条第2項の規定に基づく特別措置を受けようとする場合の申請書の様式及び記載事項については、別途国土交通大臣の指示を受けるよう指導すること。</p> <p>(c)～(e) (略)</p>	<p>項番号: 716-23 【参考】 スレ</p>
<p>第3章 ばら積み液体危険物の運送</p> <p>第2節 液化ガス物質</p> <p>第2款 配置等</p> <p>(開口等)</p> <p>151.1(a)～(c) (略)</p> <p>(d) 内側からの閉鎖が要求されるものにあつては、集中制御場所から遠隔により操作できる機能を備えることは認められない。</p> <p>154.1(a)～(c) (略)</p> <p>(d) 「十分な大きさ」とは、次のとおりとすること。</p> <p>(1) 水平な開口は、600mm × 600mm以上</p> <p>なお、600mm × 600mm以上の開口には、開口部四隅に応力集中を避けるために、半径100mm以下の角の丸みを設けて差し支えない。ただし、構造解析の結果、開口四隅の応力集中のさらなる低減が必要となつた場合、開口寸法を増大し、四隅の角の丸みの半径を増大させて開口四隅の応力集中の低減を図るなどの対処をすること。(例:元の寸法が600mm × 600mmで角の丸みが100mmの場合、開口寸法を600mm × 800mmとし、角の丸みを半径300mmに変更する。)</p> <p>(2) 垂直な開口は、底板から600mm以下の高さの位置で600mm × 800mm以上。ただし、グレーティング等の足場がある場合は、当該グレーティングを底板とみなして差し支えない。</p>	<p>第3章 ばら積み液体危険物の運送</p> <p>第2節 液化ガス物質</p> <p>第2款 配置等</p> <p>(開口等)</p> <p>151.1(a)～(c) (略)</p> <p>(新設)</p> <p>154.1(a)～(c) (略)</p> <p>(d) 「十分な大きさ」とは、次のとおりとすること。</p> <p>(1) 水平な開口は、600mm × 600mm以上</p> <p>(新設)</p> <p>(2) 垂直な開口は、底板から600mm以下の高さの位置で600mm × 800mm以上。ただし、グレーティング等の足場がある場合は、当該グレーティングを底板とみなして差し支えない。</p>	<p>項番号: 722 【参考】 3.2.6UI</p> <p>項番号: 723 【参考】 3.5.3UI</p>

なお、600mm × 800mm以上の開口には、開口部四隅に応力集中を避けるために、半径300mm以下の角の丸みを設けて差し支えない。また、同開口は原則として縦を800mmとするが、二重底タンク内の桁板や肋板のように、構造強度の観点から大きな開口を設けることが望ましくない場合については、縦600mm × 横800mmの開口として差し支えない。

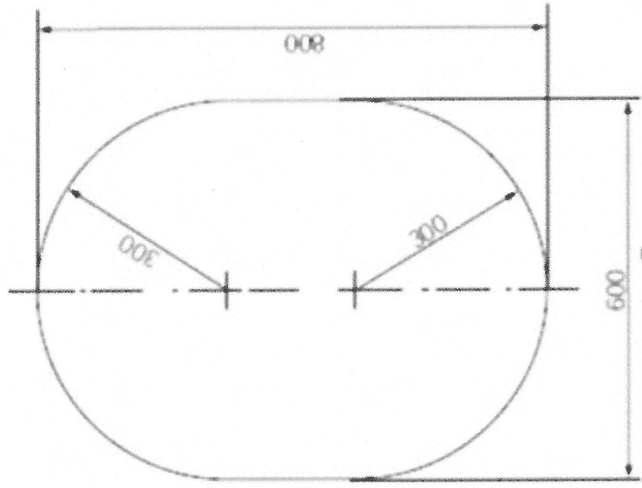
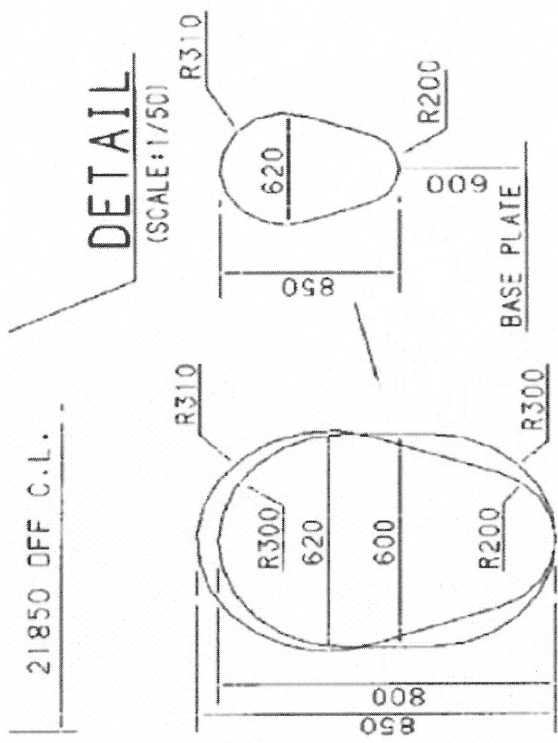
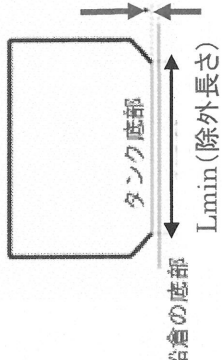
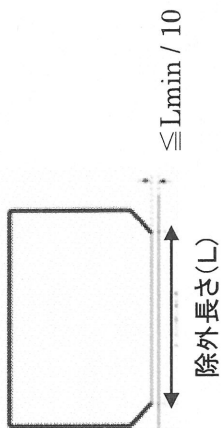


図154.1<1> 開口寸法 (600mm × 800mm)

担架に載せた負傷者を容易に搬出することが可能なことが検証される場合、600mm × 800mmの開口寸法に角の丸み半径300mmという標準の開口に代えて、例えば、図154.1<2>に示すような、850mm × 620mmで、上半分は600mm以上の幅で、下半分は600mmを下回る幅を持ち、850mmの縦幅を下回らない垂直な開口とすることができる。

(新設)

 <p>図154.1<2> 垂直面に設ける開口の例</p> <p>垂直面の開口が600mmを超える高さにある場合には、ステップ及びハンドグリップを備え、担架に乗せた負傷者を容易に搬出することが可能なことを実証すること。</p> <p>(3)・(4) (略)</p> <p>(5) 二次防壁が要求されない貨物タンクの船倉区域から二重底等、一重のガス密鋼製囲壁によつて仕切られた区域への交通も上記(1)及び(2)によること。(図154.1<3>参照)</p> <p>(6) (略)</p> <p>(図略) 図154.1<3> 開口</p> <p>第4款 消防設備</p> <p>(新設)</p> <p>【参考】 3.3.1UI</p>	<p>(3)・(4) (略)</p> <p>(5) 二次防壁が要求されない貨物タンクの船倉区域から二重底等、一重のガス密鋼製囲壁によつて仕切られた区域への交通も上記(1)及び(2)によること。(図154.1<1>参照)</p> <p>(6) (略)</p> <p>(図略) 図154.1<1> 開口</p> <p>第4款 消防設備</p> <p>(新設)</p> <p>【参考】 3.3.1UI</p>
--	---

第9款 貨物タンクの通気装置	第9款 貨物タンクの通気装置	頁番号: 738 【参考】 8.2.9UI
<p>(貨物タンク等の通気装置) 198.1 (a)~(d) (略) (e) 圧力逃し弁は、次により弁の交換又は修復の目的で同弁を一時的に隔離することができるよう措置できるものであること。なお、不注意に隔離されないように措置すること。 (1) (略) (2) (略) (f)~(g) (略)</p>	<p>(貨物タンク等の通気装置) 198.1 (a)~(d) (略) (e) 圧力逃し弁は、次により弁の取り外しその他貨物タンク等からの圧力を受けることがないよう措置できるものであること。 (1) (略) (2) (略) (f)~(g) (略)</p>	
<p>198.1.1(a) 「十分な排気容量」とは、次のものをいう。 (1) (略) (i)~(ii) (略)</p> <p>図198.1.1<1> (略)</p>  <p>図198.1.1<2> 方形タンクの外表面積</p>	<p>198.1.1(a) 「十分な排気容量」とは、次のものをいう。 (1) (略) (i)~(ii) (略)</p> <p>図198.1.1<1> (略)</p>  <p>図198.1.1<2> 方形タンクの外表面積</p>	<p>頁番号: 740 【参考】 8.4.1UI</p>
<p>(新設)</p> <p>方形タンクのタンク外表面積 A_m^2 は、次の①又は②より算出する。 ①タンクの平底と船倉の底部との間の距離が $L_{min} / 10$ 以下の場 合、 $A = \text{外表面積} - \text{平底表面積}$ ②タンクの平底と船倉の底部との間の距離が $L_{min} / 10$ より大きい場 合、 $A = \text{外表面積}$</p> <p>なお、上記の①及び②にいう L_{min} は、テーパーのないタンクの場合には、タンクの平底の水平方向の寸法(長さ又は幅)のうちいずれか小さい方、</p>		

船首側のタンクに使用されるようなテーパのあるタンクの場合には、タンクの平底の長さ又は平均幅のうちいずれか小さい方とする。

補足： L_L または L_B いずれか小さい方を L_{min} とする

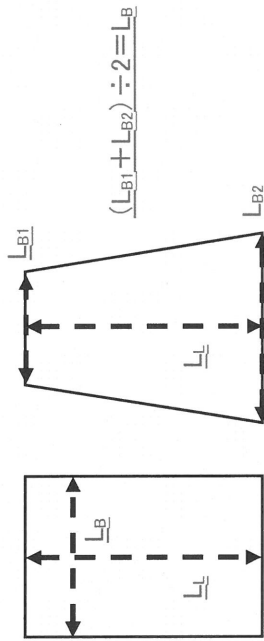


図198.1.1<3> L_{min} の求め方

(図略)

図198.1.1<4> (略)

(図略)

図198.1.1<5> (略)

(iii) (略)

(2)~(4) (略)

204.2 (a) 電気回路及びセンサーを含め、液面警報装置のすべての構成要素は、機能試験を実施することができるものであること。

(図略)

図198.1.1<3> (略)

(図略)

図198.1.1<4> (略)

(iii) (略)

(2)~(4) (略)

204.2 (a) 実動作による確認が不可能な場合には、警報回路が正常であること
を確認できる適当な装置(例えば警報装置回路のブザーテスト)が備え
付けられていること。

頁番号:
743
【参考】改
正漏れ

第5編 雑則

第5編 雑則

(特別措置)

390-2.0 (a) 船舶により危険物を運送する場合(ばら積み液体危険物を運送する場合を除く。)

(1) (略)

(i) 次の事項を記載した許可申請書3通(1通は奥書して申請者に返付)を
地方運輸局長、運輸支局長又は海事事務所長あてに提出させ、うち1通に
必要な書類を添え、地方運輸局を経由して海事局長に送付すること。ただ
し、申請書には「危険物輸送に関する国連勧告、IMDGコード又は「物質の

(特別措置)

390-2.0 (a) 船舶により危険物を運送する場合(ばら積み液体危険物を運送する場合を除く。)

(1) (略)

(i) 次の事項を記載した許可申請書3通(1通は奥書して申請者に返付)を
地方運輸局長、運輸支局長又は海事事務所長あてに提出させ、うち1通
に必要な書類を添え、地方運輸局を経由して海事局長に送付すること。た
だし、申請書には「物質の危険性評価の試験方法及び判定基準」(平成14

頁番号:
786

【参考】
(1)大臣許
可につき
現状のま
ま。

危険性評価の試験方法及び判定基準」(平成14年8月21日国海査第263号)に従って危険物の分類等を判定した資料を添付させること。

(イ)～(ハ) (略)

(ii)・(iii) (略)

(2) 運送を禁止されている危険物の運送、積載方法及び危険物の隔離に係る国土交通大臣(本邦各港間において運送する場合には、船積地を管轄する地方運輸局長)の許可の取扱いは、次に掲げるとおりとすること。

(i) (略)

(ii) 次の事項を記載した許可申請書3通(1通は奥書して申請者に返付)を地方運輸局長、運輸支局長又は海事事務所長あてに提出させ、うち1通に必要な資料を添え、地方運輸局を経由して海事事務所長に伺うこと。ただし、船積地を管轄する地方運輸局長の許可にあつては、この限りでない。
(なお、船積地を管轄する地方運輸局長の許可にあつては、同一の許可の実績がある場合を除き、当分の間、事前に海事局検査測定課危険物輸送対策室長まで連絡すること。(海上安全環境部船舶安全環境課等を経由して連絡すること。))

(イ)～(ル) (略)

(iii) (略)

(削る)

(iv) (略)

(3) 海中に廃棄するために運送するときの容器、包装、標札等及び積載方法に係る船積地を管轄する地方運輸局長の許可の取扱いは、次に掲げるとおりとすること。

(i) (略)

(ii) 次の事項を記載した許可申請書2通(1通は奥書して申請者に返付)を地方運輸局長、運輸支局長又は海事事務所長あてに提出させること。(なお、同一の許可の実績がある場合を除き、当分の間、事前に海事局検査測定課危険物輸送対策室長まで連絡すること。(海上安全環境部船舶安全環境課等を経由して連絡すること。))

(イ)～(ホ) (略)

年8月21日国海査第263号)に従って危険物の分類等を判定した資料が添付させること。

(イ)～(ハ) (略)

(ii)・(iii) (略)

(2) 運送を禁止されている危険物の運送、積載方法及び危険物の隔離に係る国土交通大臣(本邦各港間において運送する場合には、船積地を管轄する地方運輸局長)の許可の取扱いは、次に掲げるとおりとすること。

(i) (略)

(ii) 次の事項を記載した許可申請書3通(1通は奥書して申請者に返付)を地方運輸局長、運輸支局長又は海事事務所長あてに提出させ、うち1通に必要な資料を添え、地方運輸局を経由して海事事務所長に伺うこと。ただし、船積地を管轄する地方運輸局長の許可に関し、同一の許可の実績がある場合は、この限りでない。

(イ)～(ル) (略)

(iii) (略)

(iv) 積載量800L以下のガソリン又は積載量300kg(許容質量が50kg以下の弁保護キヤップ付き高圧容器を用いる場合には、700kg)以下のLPGを、危告示第5条第4項に規定する数を超える数の旅客船により運送する場合は、地方運輸局長限りで許可して差し支えない。

(v) (略)

(3) 海中に廃棄するために運送するときの容器、包装、標札等及び積載方法に係る船積地を管轄する地方運輸局長の許可の取扱いは、次に掲げるとおりとすること。

(i) (略)

(ii) 次の事項を記載した許可申請書3通(1通は奥書して申請者に返付)を地方運輸局長、運輸支局長又は海事事務所長あてに提出させ、うち1通に必要な資料を添え、地方運輸局を経由して海事事務所長に伺うこと。ただし、同一の許可の実績がある場合は、この限りでない。

(イ)～(ホ) (略)

(2)大臣許可については現状のまま。地方運輸局長許可については、原則伺い廃止。ただし、検討し、審査等を要する件もあるため、事前連絡による確認作業を残す。

(3)、(4)については、ほとんど伺い出の実績は無いが、(2)同様の扱いとする。

<p>(iii) (略)</p> <p>(4) 船舶内における高圧ガスの充てん又は詰替えに係る船積地を管轄する地方運輸局長の許可の取扱いには次に掲げるとおりとすること。</p> <p>(i) (略)</p> <p>(ii) 次の事項を記載した許可申請書2通(1通は奥書して申請者に返付)を地方運輸局長、運輸支局長又は海事事務所長あてに提出させること。(なお、同一の許可の実績がある場合を除き、当分の間、事前に海事局検査測度課危険物輸送対策室長まで連絡すること。(海上安全環境部船舶安全環境課等を経由して連絡すること。))</p> <p>(イ)～(ホ) (略)</p>	<p>(iii) (略)</p> <p>(4) 船舶内における高圧ガスの充てん又は詰替えに係る船積地を管轄する地方運輸局長の許可の取扱いには次に掲げるとおりとすること。</p> <p>(i) (略)</p> <p>(ii) 次の事項を記載した許可申請書3通(1通は奥書して申請者に返付)を地方運輸局長、運輸支局長又は海事事務所長あてに提出させ、うち1通に必要な資料を添え、地方運輸局を経由して海事局長に伺うこと。ただし、同一の許可の実績がある場合は、この限りでない。</p> <p>(イ)～(ホ) (略)</p>																												
<p>(経過措置)</p> <p>心得附則(平成29年8月xx日)</p> <p>(a) 平成28年7月1日前に建造され、又は建造に着手された液化ガスばら積船については、改正後の心得の規定にかかわらず、なお従前の例によることができる。</p>																													
<p>5-2 船舶による危険物の運送基準等を定める告示</p> <p>(高圧容器)</p> <p>25-6-2.0 (a) (略)</p> <p>(1) 製造後初めて受ける検査</p> <p>(i) 容器 容器の種類に応じ次表に掲げる規格(製造の日において有効なものに限る。)</p> <table border="1" data-bbox="963 1205 1388 2103"> <thead> <tr> <th>容器の種類</th> <th>規格</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>再充てんすることができる鋼製継目なし容器(内容積が150リットル以下で、材質が、焼きならしをした鋼材であるもの)</td> <td>ISO9809-3</td> </tr> <tr> <td>再充てんすることができる鋼製継目なし容器(引っぱり強度が1100メガパスカル未満のステンレス鋼高圧容器)</td> <td>ISO9809-4</td> </tr> <tr> <td>シリンダ束(束を構成する容器が、この表左欄に掲げる容器の種類に応じ、この表右欄に掲げる規格を満たすもの)</td> <td>ISO10961</td> </tr> <tr> <td>再充てんすることができない金属製容器(内容積が150リットル以下であるもの)</td> <td>ISO11118</td> </tr> <tr> <td>フープラップ容器</td> <td>ISO11119-1</td> </tr> <tr> <td>荷重を分担する金属ライナー型フルラップ容器</td> <td>ISO11119-2</td> </tr> </tbody> </table>	容器の種類	規格	再充てんすることができる鋼製継目なし容器(内容積が150リットル以下で、材質が、焼きならしをした鋼材であるもの)	ISO9809-3	再充てんすることができる鋼製継目なし容器(引っぱり強度が1100メガパスカル未満のステンレス鋼高圧容器)	ISO9809-4	シリンダ束(束を構成する容器が、この表左欄に掲げる容器の種類に応じ、この表右欄に掲げる規格を満たすもの)	ISO10961	再充てんすることができない金属製容器(内容積が150リットル以下であるもの)	ISO11118	フープラップ容器	ISO11119-1	荷重を分担する金属ライナー型フルラップ容器	ISO11119-2	<p>5-2 船舶による危険物の運送基準等を定める告示</p> <p>(高圧容器)</p> <p>25-6-2.0 (a) (略)</p> <p>(1) 製造後初めて受ける検査</p> <p>(i) 容器 容器の種類に応じ次表に掲げる規格(製造の日において有効なものに限る。)</p> <table border="1" data-bbox="963 309 1388 1205"> <thead> <tr> <th>容器の種類</th> <th>規格</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>再充てんすることができる鋼製継目なし容器(内容積が150リットル以下で、材質が、焼きならしをした鋼材であるもの)</td> <td>ISO9809-3</td> </tr> <tr> <td>(新設)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>シリンダ束(束を構成する容器が、この表左欄に掲げる容器の種類に応じ、この表右欄に掲げる規格を満たすもの)</td> <td>ISO10961</td> </tr> <tr> <td>再充てんすることができない金属製容器(内容積が150リットル以下であるもの)</td> <td>ISO11118</td> </tr> <tr> <td>フープラップ容器(内容積が150リットル以下であるもの)</td> <td>ISO11119-1</td> </tr> <tr> <td>荷重を分担する金属ライナー型フルラップ容器(内容積が</td> <td>ISO11119-2</td> </tr> </tbody> </table>	容器の種類	規格	再充てんすることができる鋼製継目なし容器(内容積が150リットル以下で、材質が、焼きならしをした鋼材であるもの)	ISO9809-3	(新設)		シリンダ束(束を構成する容器が、この表左欄に掲げる容器の種類に応じ、この表右欄に掲げる規格を満たすもの)	ISO10961	再充てんすることができない金属製容器(内容積が150リットル以下であるもの)	ISO11118	フープラップ容器(内容積が150リットル以下であるもの)	ISO11119-1	荷重を分担する金属ライナー型フルラップ容器(内容積が	ISO11119-2
容器の種類	規格																												
再充てんすることができる鋼製継目なし容器(内容積が150リットル以下で、材質が、焼きならしをした鋼材であるもの)	ISO9809-3																												
再充てんすることができる鋼製継目なし容器(引っぱり強度が1100メガパスカル未満のステンレス鋼高圧容器)	ISO9809-4																												
シリンダ束(束を構成する容器が、この表左欄に掲げる容器の種類に応じ、この表右欄に掲げる規格を満たすもの)	ISO10961																												
再充てんすることができない金属製容器(内容積が150リットル以下であるもの)	ISO11118																												
フープラップ容器	ISO11119-1																												
荷重を分担する金属ライナー型フルラップ容器	ISO11119-2																												
容器の種類	規格																												
再充てんすることができる鋼製継目なし容器(内容積が150リットル以下で、材質が、焼きならしをした鋼材であるもの)	ISO9809-3																												
(新設)																													
シリンダ束(束を構成する容器が、この表左欄に掲げる容器の種類に応じ、この表右欄に掲げる規格を満たすもの)	ISO10961																												
再充てんすることができない金属製容器(内容積が150リットル以下であるもの)	ISO11118																												
フープラップ容器(内容積が150リットル以下であるもの)	ISO11119-1																												
荷重を分担する金属ライナー型フルラップ容器(内容積が	ISO11119-2																												
	<p>頁番号: 843 【参考】 IMDGコード6.2.2 改正に伴うもの</p>																												

荷重を分担しない金属ライナー型又は非金属ライナー型フルラップ容器	ISO11119-3	150リットル以下であるもの)	ISO11119-3
再充てんすることができ鋼製継目なし容器(内容積が150リットルを超え3000リットル以下であるもの)	ISO11120		ISO11120
再充てんすることができ鋼製溶接容器(内容積が150リットル以下で、大気圧より低い圧力のガス(アセチレンを除く。)充てんに用いる物質を含むもの)	ISO11513		ISO11513
再充てんすることができ鋼製溶接容器(内容積が150リットル以下で、大気圧より低い圧力のガス(アセチレンを除く。)充てんに用いる物質を含むもの)	ISO11515	(新設)	
再充てんすることができ複合補強容器(水容量が450リットルから3000リットルのもの)	ISO16111		ISO16111
移動式ガス貯蔵装置		移動式ガス貯蔵装置	

(ii) 容器の部品又は付属品 容器の部品又は付属品の種類に応じ次表に掲げる規格(製造の日において有効なものに限る。)

容器の種類	規格
アセチレンを充てんする可溶性のない容器内の多孔性物質	ISO3807-1
アセチレン容器	ISO3807-2
容器用バルブ	ISO10297
高圧ガス容器及びバルブの金属物質とガス物質との適合高性	ISO11114-1

別表第1

- (a)~(d) (略)
- (e) 別表第1の表中「x」と記載された事項に係る地方運輸局長の許可を行う場合については、次に掲げる場合を除き、当分の間、事前に海事局検査測度課危険物輸送対策室長まで連絡すること。(海上安全環境部船舶安全環境課等を経由して連絡すること。)
- (1)・(2) (略)
- (f) (略)
- (g) (略)

(ii) 容器の部品又は付属品 容器の部品又は付属品の種類に応じ次表に掲げる規格(製造の日において有効なものに限る。)

容器の種類	規格
アセチレンを充てんする可溶性のない容器内の多孔性物質	ISO3807-1
アセチレンを充てんする可溶性のある容器内の多孔性物質	ISO3807-2
再充てんすることができ容器用バルブ	ISO10297
高圧ガス容器及びバルブの金属物質とガス物質との適合高性	ISO11114-1

別表第1

- (a)~(d) (略)
- (e) 別表第1の表中「x」と記載された事項に係る地方運輸局長の許可を行う場合については、必要な資料を添えて海事局長に伺い出ること。ただし、次に掲げる場合を除く。
- (1)・(2) (略)
- (f) (略)
- (g) (略)

(h) 別表第1の表中品名の欄に化学名が明示されていない危険物の危険性評価及び同表備考2の適用については、危険物輸送に関する国連勧告、IMDGコード又は「物質の危険性評価の試験方法及び判定基準」(平成14年8月21日付国海査第263号)によること。

(i) 別表第1の表中品名の欄に「船積地を管轄する地方運輸局長が承認したものに限り」と記載された危険物を運送する場合の、地方運輸局長の承認の取扱いに次に掲げるとおりとすること。

(1) 申請書には、危険物輸送に関する国連勧告、IMDGコード又は「物質の危険性評価の試験方法及び判定基準」(平成14年8月21日付国海査第263号)に従って危険物の分類等を判定した資料が添付されていること。

(2) 承認を行う場合は、同一の承認の実績がある場合を除き、当分の間、事前に海事局検査測度課危険物輸送対策室長まで連絡すること。(海上安全環境部船舶安全環境課等を経由して連絡すること。)

【参考】(略)

(j) 備考2(3)引火性液体類(ii)ハ中「適切な粘度計」とは、JIS K 5600-2-2に規定されるガードナー形泡粘度計又はストーマー粘度計法をいう。

(k) 別表第1備考10の記号がSP301の意義の欄中「船積地を管轄する地方運輸局長が承認した場合は、この限りではない。」と記載された事項に係る地方運輸局長の承認を行う場合については、(e)及び(f)の規定を準用すること。

(l) 別表第1備考10の記号がSP344の意義の欄中「IMDGコード6.2.4に規定する要件に適合するものであること。」について、次の表中第1欄に掲げる検査に合格した容器にあつては、IMDGコード6.2.4に規定する要件に適合するものとみなしてよい。

検査名	検査機関	合格の確認方法
一般財団法人日本ガス機器検査協会で制定された「カセットこんろ用容器検査規程」による検査	(一財)日本ガス機器検査協会	包装用ケース又は容器の外面に表示される一般財団法人日本ガス機器検査協会認証証票により確認
高圧ガス保安法第44条第1項の容器検査に準じた容器検査	高圧ガス保安協会	検査適合証明書により確認
高圧ガス保安協会で制	高圧ガス保安協会	包装用ケース又は容器

(h) 別表第1の表中品名の欄に化学名が明示されていない危険物の危険性評価及び同表備考2の適用については、「物質の危険性評価の試験方法及び判定基準」(平成14年8月21日付国海査第263号)によること。

(i) 別表第1の表中品名の欄に「船積地を管轄する地方運輸局長が承認したものに限り」と記載された危険物を運送する場合の、地方運輸局長の承認の取扱いに次に掲げるとおりとすること。

(1) 申請書には、「物質の危険性評価の試験方法及び判定基準」(平成14年8月21日付国海査第263号)に従って危険物の分類等を判定した資料が添付されていること。

(2) 承認を行う場合は、必要な資料を添えて海事局長に伺うこと。ただし、同一の承認の実績がある場合は、この限りでない。

【参考】(略)

(新設)

(j) 別表第1備考10の記号がSP301の意義の欄中「船積地を管轄する地方運輸局長が承認した場合は、この限りではない。」と記載された事項に係る地方運輸局長の承認を行う場合については、(e)及び(f)の規定を準用すること。

(新設)

【参考】(i)

について、伺いは原則廃止。ただし、検討し、検査等の審査を要する件もあるため、事前連絡による確認作業を残す。

【参考】

(i)について、引火点23°C未満の塗料等高粘性物質に対する緩和する要件の修正。

【参考】

(i)について、高圧ガス保安法の対象外である小型ガスボンベ等について、「航空機による

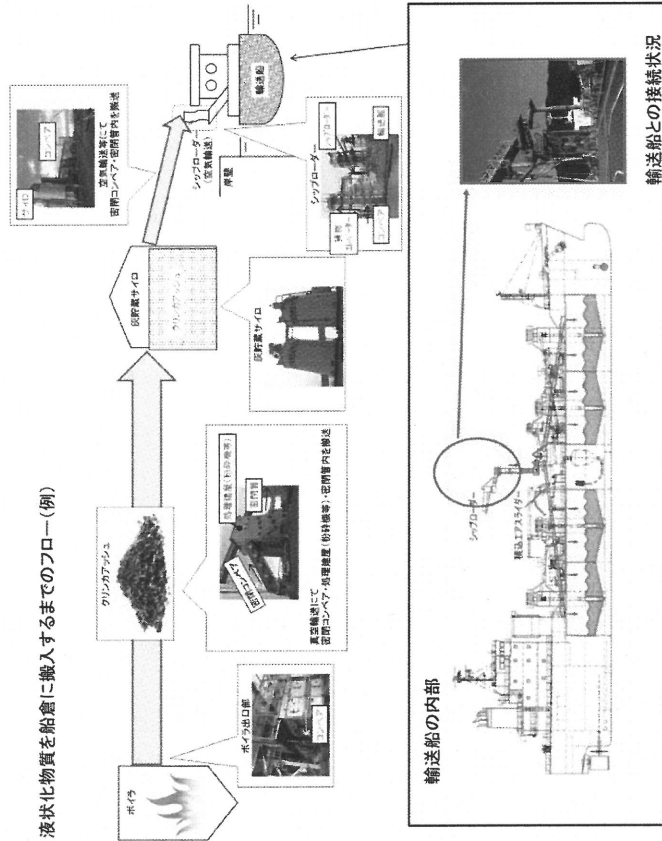
<p>定された「小型高圧ガス容器認定規程」による検査</p>	<p>の外面に表示される「高圧ガス保安協会認定品」の表示により確認</p>	<p>の外面に表示される「高圧ガス保安協会認定品」の表示により確認</p>	<p>爆発物等の輸送基準等を定める告示の運用するもの。(国空航第543号(H13))</p> <p>【参考】(m)について、IMDGコード、特別規定363の改正に伴うもの。</p>
<p>高圧ガス保安協会で制定された「簡易容器検査規程」による検査</p>	<p>高圧ガス保安協会</p>	<p>包装ケース又は容器の外面に表示される簡易容器型式試験合格証票により確認</p>	<p>(k) 別表第1備考10の記号がSP363の意義の欄中「船積地を管轄する地方運輸局長が差し支えないと認める場合」とは、危険物が機械又は装置に組み込まれている容器に収納されている場合であって次に掲げる要件に適合する場合をいう。ただし、本規定は国連番号3166及び3363には適用しない。</p> <p>(1) 容器の構造等について、船積地を管轄する地方運輸局長が安全上差し支えないと承認したものであること。(地方運輸局長の承認を行う場合については、(e)及び(f)の規定を準用すること。)</p> <p>(2) 容器に付随した全ての弁又は開口部が輸送時に閉じられていること。</p> <p>(3) 機械又は装置は、輸送中に危険物の不慮の漏えいを防止するための措置が講じられていること。</p> <p>(4) 容器の容量が450リットルを超え1,500リットル以下の場合、当該機械又は装置の外側4方向に標札及び海洋汚染マーク(該当する場合のみ)が掲げられていること。</p> <p>(5) 容器の容量が1,500リットルを超える場合は、当該機械又は装置の外側4方向に標識が掲げられていること。</p>
<p>(m) 別表第1備考10の記号がSP363の意義の欄中「地方運輸局長が当該危険物の積付け方法を考慮して差し支えないと認める場合」とは、次のいずれかに該当するものをいう。</p> <p>(1) 危規則及び危告示の規定に従い運送する場合。</p> <p>(2) 以下に掲げる要件を満たす場合。なお、この場合、危規則並びに危告示に定める積載及び隔離の規定(IMDGコード第7章に定める規定)並びにSP972以外の規定を適用しないものとして差し支えない。</p> <p>① 危険物を収納するエンジン又は機械は、他の法令又は規格(例：JIS規格)に定められた要件に従って製造されているものであること。</p> <p>② あらゆる弁及び開口部が、運送中、閉鎖されていること。</p> <p>③ エンジン又は機械は、横倒し、逆さ等燃料の漏れやすい向きを避けるように積みつけられるとともに、輸送中の荷動きを防ぐよう固定されていること。</p> <p>④ 60リットルを超える液体燃料を含む国連番号3528及び3530にあっては、以下のとおり標札等を付していること。</p> <p>イ) 燃料タンクの容量が450リットル以下の場合、標札を付していること。</p> <p>ロ) 燃料タンクの容量が450リットルを超えて3,000リットル以下の場合、標札を両側面に付していること。</p> <p>ハ) 燃料タンクの容量が3,000リットルを超える場合、標識を両側面に付していること。</p> <p>ニ) 国連番号3530は、海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行規則第37条の17第1項第1号イ(3)で規定される標札を付していること。</p> <p>⑤ 国連番号3529にあっては以下のとおり標札等を付していること。</p>	<p>の外面に表示される「高圧ガス保安協会認定品」の表示により確認</p>	<p>包装ケース又は容器の外面に表示される簡易容器型式試験合格証票により確認</p>	

<p>イ) 燃料タンクの容量が450リットル以下の場合、標札を付していること。 ロ) 燃料タンクの容量が450リットルを超えて1,000リットル以下の場合、標札を両側面に付していること。 ハ) 燃料タンクの容量1,000リットルを超える場合、標識を両側面に付していること。 ⑥ 危険物明細書に “Transport in accordance with special provision 363” が記載されていること。</p>	<p>別表第17</p> <p>(a) 別表第17の表中「x」と記載された事項に係る地方運輸局長の許可を行う場合については、次に掲げる場合を除く。 一の場合 (1) 地方運輸局長の許可実績があり、許可事項に係る要件が当該実績と同 (2) 燃料装置が居住場所以外の場所に設置され、かつ、蒸気、温水又は温風等を暖房用媒体として使用する場合</p>	<p>頁番号: 852 【参考】 原則同一 廃止。た だし、検 討会等の 審議を要 する件も あるた め、事前 連絡によ る確認作 業を残 す。</p>
<p>別表第17</p> <p>(a) 別表第17の表中「x」と記載された事項に係る地方運輸局長の許可を行う場合については、次に掲げる場合を除く。(海上安全環境部船舶安全環境課等を経由して連絡すること。) 一の場合 (1) 地方運輸局長の許可実績があり、許可事項に係る要件が当該実績と同 (2) 燃料装置が居住場所以外の場所に設置され、かつ、蒸気、温水又は温風等を暖房用媒体として使用する場合</p>	<p>別表第17</p> <p>(a) 別表第17の表中「x」と記載された事項に係る地方運輸局長の許可を行う場合については、資料を添えて海事局長に伺い出ること。ただし、次に掲げる場合を除く。 一の場合 (1) 地方運輸局長の許可実績があり、許可事項に係る要件が当該実績と同 (2) 燃料装置が居住場所以外の場所に設置され、かつ、蒸気、温水又は温風等を暖房用媒体として使用する場合</p>	<p>頁番号: 890-2</p>
<p>5-4 特殊貨物船舶運送規則 第2章 固体貨物のばら積み運送 (水分管理手順書による水分管理) 16-3.4 (a) 水分管理手順書の承認にあたっては、次を確認すること。 (1) (略) (2) (略) (3) 第3項第3号及び第4号関連(荷送人が水分測定を行う場合に 限る。) (i)~(iii) (略) (iv) 訓練又は研修の記録は、試料採取者及び水分測定者に対する研修プログラムの内容が、それぞれの業務を行ううえで必要 充分なものであることとともに、関係者全員の受講履歴が添付さ れていること。なお、登録検査機関が実施する研修を受講するこ と。</p>	<p>5-4 特殊貨物船舶運送規則 第2章 固体貨物のばら積み運送 (水分管理手順書による水分管理) 16-3.4 (a) 水分管理手順書の承認にあたっては、次を確認すること。 (1) (略) (2) (略) (3) 第3項第3号及び第4号関連(荷送人が水分測定を行う場合に 限る。) (i)~(iii) (略) (iv) 訓練又は研修の記録は、試料採取者及び水分測定者に対する研修プログラムの内容が、それぞれの業務を行ううえで必要 充分なものであることとともに、関係者全員の受講履歴が添付さ れていること。なお、登録検査機関が実施する研修を受講するこ と。</p>	<p>頁番号: 890-2</p>

<p>とにより教育・訓練に替える場合は、受講記録(申請前 1 年以内のものに限る。)の提出のみとして差し支えない。</p> <p>(v) (略)</p> <p>(vi) 更新に係る申請にあつては、提出された水分測定の実績(前回の検認時等に提出した以降のもの)及び申請前 1 ヶ月間に発行した水分測定表の写しの内容並びに内部監査が適切に行われていること。なお、登録検査機関が実施する研修を受講することにより教育・訓練に替える場合は、試料採取者及び水分測定者の業務実績がそれぞれ確認できる場合に限る。登録検査機関が実施する座学研修の受講のみで差し支えない。</p> <p>(4) (略)</p> <p>(b) (略)</p>	<p>とにより教育・訓練に替える場合は、受講記録(申請前 6 ヶ月以内のものに限る。)の提出のみとして差し支えない。</p> <p>(v) (略)</p> <p>(vi) 更新に係る申請にあつては、提出された水分測定の実績(前回の検認時等に提出した以降のもの)及び申請前 1 ヶ月間に発行した水分測定表の写しの内容並びに内部監査が適切に行われていること。</p> <p>(4) (略)</p> <p>(b) (略)</p>
<p>(乾燥粉状液状化物質運搬船)</p> <p>27-2.1 (a) 第 1 項で規定する積付設備は、乾燥粉状液状化物質を第 1 項で規定する乾燥粉状液状化物質運搬船へ船積みする間に当該物質に水分が侵入しない構造であつて、当該運搬船に備え付けられたものであること。当該設備の例として、エアスライダーが挙げられる。なお、液状化物質を陸上で乾燥した状態にするにあたり、陸上で使用される密閉管、密閉コンベア、シップローター等が挙げられるため、これらとの接続状況なども勘案すること。</p> <p>(b) 第 1 項で規定する船倉は、運送する間、船倉内への水分の侵入を防ぎ、当該物質が乾燥された状態を保つことができるものとする。</p>	<p>(新設)</p>
<p>27-2.3 (a) 第 3 項第 3 号で規定する書類は、以下を満たすものであること。なお、様式は問わない。</p> <p>(1) 第 1 項で規定する積付設備及び船倉の外観や仕様が分かるもの</p> <p>(2) 液状化物質を乾燥させてから、当該物質を第 1 項で規定する船倉に搬入するまでのフローが分かるもの</p>	<p>(新設)</p>

一例を以下に挙げる。

液状化物質を船倉に搬入するまでのフロー(例)



附属書 5-2

液状化物質及び船舶による液状化物質の積載の方法を定める告示の掲載物質名		標準的に使用できる規格	
		サンプリング関連	水分測定関連
ALUMI NA HYDR ATE	水酸化アルミニウム	JIS R93 01-1 アルミナ粉末-第1部: 試料-1: サンプリング	(参考) JIS M81 00 粉塊混合物-サンプリング方法通則

附属書 5-2

液状化物質及び船舶による液状化物質の積載の方法を定める告示の掲載物質名		標準的に使用できる規格	
		サンプリング関連	水分測定関連
ALUMI NA HYDR ATE	水酸化アルミニウム	JIS R93 01-1 アルミナ粉末-第1部: 試料-1: サンプリング	(参考) JIS M8 100 粉塊混合物-サンプリング方法通則

頁番号:
916-3

ALUMI NIUM SMELT ING / REMEL TING BY-PR ODUC TS, PROC ESSED	アルミニウム 精錬又は再溶 解工程から生 じる副生物 (不活性物質 を追加した水 及びアルカリ 水溶液を含 む)	JIS G24 03	アルミニウムドロスの サンプリング、試料調 製及び水分決定方法	JIS G24 03	アルミニウムドロスの サンプリング、試料調 製及び水分決定方法	JIS G24 03	アルミニウムドロスの サンプリング、試料調 製及び水分決定方法	(新設)
CEME NT COPP ER	セメントカッパ —	JIS M80 82	銅製錬用銅スクラップ —サンプリング、試料 調製及び水分決定方 法	JIS M80 82	銅製錬用銅スクラップ —サンプリング、試料 調製及び水分決定方 法	JIS M80 82	銅製錬用銅スクラップ —サンプリング、試料 調製及び水分決定方 法	(新設)
CHEMI CAL GYPS UM	化学石膏 —	JIS R91 01	セッコウの化学分析 方法	JIS R91 01	セッコウの化学分析 方法	JIS R91 01	セッコウの化学分析 方法	(新設)
CLINK ER ASH, WET	クリンカアッシュ — (湿式)	JIS M81 00	粉塊混合物—サンプリング方法通則 非鉄金属鉱石のサンプリング、試料調整及び水分決定方法	JIS M81 00	粉塊混合物—サンプリング方法通則 非鉄金属鉱石のサンプリング、試料調整及び水分決定方法	JIS M81 00	粉塊混合物—サンプリング方法通則 非鉄金属鉱石のサンプリング、試料調整及び水分決定方法	(参考) JIS M81 00
CLINK ER ASH, WET	クリンカアッシュ — (湿式)	JIS M81 00	粉塊混合物—サンプリング方法通則 非鉄金属鉱石のサンプリング、試料調整及び水分決定方法	JIS M81 00	粉塊混合物—サンプリング方法通則 非鉄金属鉱石のサンプリング、試料調整及び水分決定方法	JIS M81 00	粉塊混合物—サンプリング方法通則 非鉄金属鉱石のサンプリング、試料調整及び水分決定方法	(参考) JIS M81 00

		JIS M81 01	0 JIS M 810 1	ブリッジ、試料調製及 び水分決定方法
(略)				
COPP ER CONC ENTRA TE	銅精鉱	JIS M80 83	JIS M80 83	銅、鉛及び亜鉛硫化 精鉱-サンブリッジ 及び水分決定方法
(新設)				
FISH (IN BULK)	魚 (ばら積み)	/	/	/
(略)				
ILMENE TE SAND	チタン鉄鉱砂 [イルメナイト サンド] (水分値が 2%を超える)	(参 考) JIS M81 00	(参 考) JIS M81 00	粉塊混合物-サン ブリッジ方法通則
		JIS M81 01	0 JIS M 810 1	ブリッジ、試料調製及 び水分決定方法
(略)				
COPP ER CONC ENTRA TE	銅精鉱	JIS M80 83	JIS M80 83	銅、鉛及び亜鉛硫化 精鉱-サンブリッジ 及び水分決定方法
(参 考) JIS M81 00	(参 考) JIS M81 01	(参 考) JIS M80 83	(参 考) JIS M80 83	粉塊混合物-サンブリ ッジ方法通則 非鉄金属鉱石のサン ブリッジ、試料調整及 び水分決定方法 銅、鉛及び亜鉛硫化 精鉱-サンブリッジ及 び水分決定方法
COPP ER SLAG	銅スラグ	JIS M81 01	JIS M81 01	粉塊混合物-サンブリ ッジ方法通則 非鉄金属鉱石のサン ブリッジ、試料調整及 び水分決定方法
FISH (IN BULK)	魚 (ばら積み)	/	/	/
(略)				
ILMENE TE SAND	チタン鉄鉱砂 [イルメナイト サンド] (水分値が 2%を超える)	(参 考) JIS M81 00	(参 考) JIS M81 00	粉塊混合物-サン ブリッジ方法通則

IRON AND STEEL SLAG AND ITS MIXTU RE	の。)	(参 考) JIS M81 00 JIS M81 01	粉塊混合物-サンプリ ング方法通則 非鉄金属鉱石のサン プリング、試料調整 及び水分決定方法	00	粉塊混合物-サンプリ ング方法通則 非鉄金属鉱石のサン プリング、試料調整及 び水分決定方法	(新設)	もの。)	00	
IRON CONC ENTRA TE	鉄精鉱	(参 考) JIS K00 60 JIS M81 00 JIS M87 02 JIS M88 11	産業廃棄物のサン プリング方法 粉塊混合物-サン プリング方法通則 鉄鉱石-サンプリング 及び試料調製方法 石炭類及びコークス 類-サンプリング及び 試料調製方法	JIS M87 05	鉄鉱石-ロットの水分 決定方法	IRON CONC ENTRA TE	鉄精鉱 産業廃棄物のサン プリング方法 粉塊混合物-サン プリング方法通則 鉄鉱石-サンプリング 及び試料調製方法 石炭類及びコークス 類-サンプリング及び 試料調製方法	JIS M87 05	鉄鉱石-ロットの水分 決定方法
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
IRON CONC ENTRA TE (sinter feed)	鉄精鉱 (シンターファイ ード)	(参 考) JIS K00 60 JIS M87 05	産業廃棄物のサン プリング方法 粉塊混合物-サン プリング方法通則	JIS M87 05	鉄鉱石-ロットの水分 決定方法	IRON CONC ENTRA TE (sinter feed)	鉄精鉱 (シンターファイ ード)	JIS M87 05	鉄鉱石-ロットの水分 決定方法

LEAD AND ZINC CALCI NES (mixed)	鉛亜鉛焼鉱 (混合鉱石)	(参考) JIS M87 02	鉄鉱石-サンプリング及び試料調製方法	(参考) JIS M87 05	鉄鉱石-ロットの水分決定方法
(略)					
MANG ANESE CONCENTRA TE	マンガン精鉱	(標準用) JIS M80 83 (参考) JIS M81 08	銅、鉛及び亜鉛硫化精鉱-サンプリング及び水分決定方法 クロム鉱石、マンガ ン鉱石及び鉄マンガ ン鉱石-サンプリング方 法、試料調製方法及び 水分・粒度測定方 法	(標準用) JIS M80 83 (参考) JIS M81 08	銅、鉛及び亜鉛硫化 精鉱-サンプリング 及び水分決定方法 クロム鉱石、マンガ ン鉱石及び鉄マンガ ン鉱石-サンプリング方 法、試料調製方法及び 水分・粒度測定方法
MANG ANESE ORE FINES	マンガン精粉	(参考) JIS M81 00 01 (参考) JIS M81 08	粉塊混合物-サンプリ ング方法通則 非鉄金属鉱石のサン プリング、試料調整 及び水分決定方法 クロム鉱石、マンガ ン鉱石及び鉄マンガ ン鉱石-サンプリング方 法、試料調製方法及 び水分・粒度測定方 法	(参考) JIS M81 00 01 (参考) JIS M81 08	
(新設)					

METAL SULPH IDE CONC ENTRA TES	金属硫化精鉱	JIS M80 83	銅、鉛及び亜鉛硫化 精鉱一サンプルリング 及び水分決定方法	JIS M80 83	銅、鉛及び亜鉛硫化 精鉱一サンプルリング 及び水分決定方法	JIS M80 83	銅、鉛及び亜鉛硫化 精鉱一サンプルリング 及び水分決定方法
(略)							
SAND, HEAVY MINER AL	砂 (重鉱物)	(参 考) JIS M81 00	粉塊混合物一サン プリング方法通則	(参 考) JIS M81 00	粉塊混合物一サン プリング方法通則	(参 考) JIS M81 00	粉塊混合物一サン プリング方法通則
SCALE GENER ATED FROM THE IRON AND STEEL MAKIN G PROC ESS	鉄鋼の製造に 伴い生ずるス ケール	(参 考) JIS M81 01	粉塊混合物一サン プリング方法通則 非鉄金属鉱石のサン プリング、試料調整 及び水分決定方法 鉄鉱石一ロットの水分 決定方法	(参 考) JIS M81 01	粉塊混合物一サン プリング方法通則 非鉄金属鉱石のサン プリング、試料調整 及び水分決定方法 鉄鉱石一ロットの水分 決定方法	(参 考) JIS M81 01	粉塊混合物一サン プリング方法通則 非鉄金属鉱石のサン プリング、試料調整 及び水分決定方法 鉄鉱石一ロットの水分 決定方法
SILVE R LEAD CONC ENTRA TE	銀・鉛精鉱	(準 用) JIS M80 83	銅、鉛及び亜鉛硫化 精鉱一サンプルリング 及び水分決定方法	(準 用) JIS M80 83	銅、鉛及び亜鉛硫化 精鉱一サンプルリング 及び水分決定方法	(準 用) JIS M80 83	銅、鉛及び亜鉛硫化 精鉱一サンプルリング 及び水分決定方法
SLIG (iron)	スリグ (鉄鉱石)	(準 用)	鉄鉱石一サン プリング 及び試料調製方法	(準 用)	鉄鉱石一サン プリング 及び試料調製方法	(準 用)	鉄鉱石一ロットの水分 決定方法

ore)	JIS M87 02	JIS M87 05	JIS M87 02	JIS M87 05	
	(参考) アップグレード リチア輝石	(参考) 粉塊混合物-サンプリ ング方法通則 非鉄金属鉱石のサン プリング、試料調整 及び水分決定方法	(参考) 粉塊混合物-サンプリ ング方法通則 非鉄金属鉱石のサン プリング、試料調整 及び水分決定方法	(新設)	
SPOD UMEN E (UPGR ADED)	JIS M81 00 JIS M81 01	JIS M81 00 JIS M81 01	JIS M81 00 JIS M81 01		
ZINC AND LEAD CALCI NES (mixed)	(参考) 亜鉛・鉛焼鉱 (混合鉱)	(参考) 鉄鉱石-サンプリング 及び試料調製方法	(参考) 鉄鉱石-ロットの水分 決定方法	(参考) 鉄鉱石-サンプリング 及び試料調製方法	(参考) 鉄鉱石-ロットの水分 決定方法
(略)					
ZINC SINTE R	(準用) 亜鉛焼結鉱	(準用) 鉄鉱石-サンプリング 及び試料調製方法	(準用) 鉄鉱石-ロットの水分 決定方法	(準用) 鉄鉱石-サンプリング 及び試料調製方法	(準用) 鉄鉱石-ロットの水分 決定方法
ZINC SLAG	(参考) 亜鉛スラグ	(参考) 粉塊混合物-サンプリ ング方法通則 非鉄金属鉱石のサン プリング、試料調整 及び水分決定方法 銅、鉛及び亜鉛硫化 精鉱二 サンプリング及び水分 決定方法	(参考) 粉塊混合物-サンプリ ング方法通則 非鉄金属鉱石のサン プリング、試料調整 及び水分決定方法 銅、鉛及び亜鉛硫化 精鉱二 サンプリング及び水分 決定方法	(新設)	
	JIS M87 02	JIS M87 05	JIS M87 02	JIS M87 05	
	(参考) 亜鉛スラグ	(参考) 粉塊混合物-サンプリ ング方法通則 非鉄金属鉱石のサン プリング、試料調整 及び水分決定方法 銅、鉛及び亜鉛硫化 精鉱二 サンプリング及び水分 決定方法	(参考) 粉塊混合物-サンプリ ング方法通則 非鉄金属鉱石のサン プリング、試料調整 及び水分決定方法 銅、鉛及び亜鉛硫化 精鉱二 サンプリング及び水分 決定方法	(新設)	

ZINC SLUDG E	亜鉛澱物	(参) 考) JIS M81 00	粉塊混合物-サン プリング方法通則	/	(参) 考) JIS M81 00	粉塊混合物-サン プリング方法通則	/
ZIRCO N KYANI TE CONC ENTRA TES	ジルコニカ イア ナイト精 鉱	(参) 考) JIS M81 00 JIS M81 01	粉塊混合物-サン プリング方法通則 非鉄金属鉱石のサン プリング、試料調整 及び水分決定方法	粉塊混合物-サン プリング方法通則 非鉄金属鉱石のサン プリング、試料調整 及び水分決定方法	(参) 考) JIS M81 00 JIS M81 01	粉塊混合物-サン プリング方法通則 非鉄金属鉱石のサン プリング、試料調整 及び水分決定方法	/
(新設)							
-	化学石膏 (液化化する おそれのある もの)	(参) 考) JIS M81 00	粉塊混合物-サン プリング方法通則	セッコウの化学分析 方法	(参) 考) JIS M81 00	粉塊混合物-サン プリング方法通則	セッコウの化学分析 方法
(略)							
(削除)							
(略)							